

公 告

次の産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者証票は、亡失の日以後は無効です。

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第12条第2項及び第3項により公告します。

令和8年3月26日

広島県知事 横 田 美 香

産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票

第015号

亡失年月日：令和6年10月11日